

## 一般社団法人園芸学会中四国支部 規程

- 第1条 本支部は、一般社団法人園芸学会定款第2条2項により設置され、一般社団法人園芸学会中四国支部と称し、事務局を支部代表の属する関係機関に置く。
- 第2条 本支部は、園芸産業およびそれらに関する学術および科学技術の振興、ならびに中四国地区における当該産業の発展をはかることを目的とし、必要な事業を行う。
- 第3条 本支部は中四国地区(鳥取、島根、山口、広島、岡山、徳島、高知、愛媛、香川)の各県に在住する一般社団法人園芸学会会員、および第2条の目的に賛同する個人または団体をもって組織する。
- 第4条 本支部の経費は、支部会費、学会本部からの補助金、寄付金、およびその他の収入をもってあてる。
- 第5条 本支部の事業年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第6条 本支部は年1回総会を開く。ただし必要の場合には随時開くことができる。
- 第7条 支部総会において次の事項を審議する。
  1. 会務報告
  2. その他重要な事項
- 第8条 本支部に、支部長、評議員、幹事などの役員を置く。
- 第9条 本支部の規則は、別に定める。

### 付則

本規程は2015年3月7日より施行する。

本規程の改定には、一般社団法人園芸学会理事会の承認を必要とする。